鳥取県告示第226号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所の	指定に係る事業所の	廃止の届出を受理し	上 ドマの徒妬
氏名	名称	所在地	た年月日	サービスの種類
大山町	大山町国民健康保険	西伯郡大山町今在家	平成23年3月9日	短期入所療養介護
	大山診療所	475		